

第 3 5 回 農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 2 6 日開会

中標津町農業委員会

令和8年5月26日、第35回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	小沼大
2番	西塚知也
4番	福島寿顕
5番	山下幸枝
6番	助口明
7番	遠藤昭男
8番	船越信雄
9番	二瓶裕貴
10番	横田千秋
11番	長谷川孝二
12番	田中洋希
13番	竹村聡
14番	瀧本和男
15番	後藤田宏幸
16番	中村正生
17番	笠原康博
18番	本田信幸

本日欠席した委員

3番 櫻坂直俊

附議した案件

- (イ) 議案第176号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第177号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第178号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第179号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について
- (ホ) 議案第180号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 議案第181号 賃借料情報の提供について
- (ト) 議案第182号 令和7年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について
- (チ) 報告第42号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (リ) 報告第43号 農地委員会開催報告について

本日出席した職員

事務局 長	杉山 隆
事務局 次長	葛西 利光
農地係 長	中山 康太
係	天神 乃布子

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。ただいまの出席委員は17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第35回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
10番、横田 千秋委員。
11番、長谷川 孝二委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 4月30日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。5月11日、中標津町・中標津町農協・計根別農協・中標津町農業委員会で組織する中標津町農業後継者対策協議会総会を役場201会議室で開催し、令和7年度事業実績と収支決算及び監査報告を行い、令和8年度事業計画案と収支予算案が審議され承認されました。5月13日、役場202会議室にて、農業委員の改選に伴い、規定に基づき、個人推薦、団体推薦のありました18名の候補者につきまして、中標津町農業委員候補者評価委員会において、評価、選考いただきました。5月14日から5月16日の3日間の日程で、中標津町農業委員研修としまして、地域農業課題解決先進事例研修を実施し農業委員7名と事務局1名で十勝地区の鹿追町・芽室町・上士幌町を訪問しました。テーマである「農業経営拡大の弊害について」「バイオガспラント施設及び廃液処理について」3市町村4ヶ所の施設をまわり我々の地域農業が抱える問題解決又、今後必要となる事例について体験、意見交換を行ってまいりました。5月14日、15日の2日間の日程で、根釧女性農業委員の会、研修会が弟子屈町で開催され、山下委員が出席しております。5月22日、北海道農業会議、第1回理事会及び、北海道農業会議第2回常設審議委員会が札幌市にて開催され、それぞれ会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第176号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第176号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1. 申請人の住所、氏名から、3. 申請の理由までについては、記載のとおりです。4. 見取図については、3ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業

振興地域内の農用地区域となっており、公簿が牧場ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和8年5月7日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程4、議案第177号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第177号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1) について説明いたします。5ページをお開きください。

(1) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業から、8. 当事者の経営状況までについては記載のとおりです。9. 見取図につきましては、6ページのとおりとなっております。本案件につきましては、期間満了に伴い、所有農地を再度、近隣農家に賃貸借するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第177号(2) について説明いたします。7ページをお開きください。

(2) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業から8. 当事者の経営状況までについては、議案記載のとおりです。9. 見取図につきましては、8ページのとおりとなっております。本案件につきましては、期間満了に伴い、所有農地を再度、近隣農家に賃貸借するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので（２）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決するすることに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程５、報告第４２号「農地法第５条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。
（１）について、内容を地区推進班から報告願います。
（挙手あり）瀧本委員。

瀧本委員 報告第４２号「農地法第５条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
（１）について説明いたします。４０ページをお開きください。
（１）１．届出人の住所、氏名から６．事業完了年月日については記載のとおりです。７．この完了検査につきましては、令和８年５月１２日、第５地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程６、議案第１７８号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程致します。ここで、会議規則第１６条の規定により〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。
（〇〇委員退席）
（１）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり）瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第１７８号「農地法第５条の規定による許可申請について」
（１）について説明致します。議案の１０ページをお開きください。
（１）１．当事者の住所、氏名から７．最大切深までについては、記載のとおりです。８．見取図につきましては、１１ページのとおりとなっております。本案件につきましては、令和２年からの継続地で砂の採取のため申請があったもので、今回の申請面積は２８，８０１㎡となっております。令和８年５月１５日に、第５地区推進班で現地確認を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、別添の農地法第５条調査書のとおり転用は、止むを得ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、これを北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
(〇〇委員着席)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、意見聴取致します。

日程7、議案第179号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(3)、(4)から(8)、(9)(10)の3回に分けて審議を致します。(1)から(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり)小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第179号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」(1)から(3)について説明いたします。13ページをお開きください。

(1) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から7. 適用までについては、議案に記載のとおりです。8. 見取図は、14ページのとおりで。

なお、(2)(3)につきましては、(1)で借り入れた農地を貸し付けするものですので一括してご説明いたします。15ページをお開きください。

(2) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、14ページのとおりで。

16ページをお開きください。

(3) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、14ページのとおりで。

この3件につきましては、貸し主から借り入れた農地を借り主に貸し付けるものです。別添チェックリストのとおりで農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第179号(1)から(3)について、これを原案のとおり決することに、ご

異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。
(横田委員退席)
(4) から (8) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第179号(4) から (8) について、説明いたします。
17 ページをお開きください。
(4) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から 7. 適用までについては、議案に記載のとおりです。8. 見取図は、19 ページのとおりです
なお、(5) から (8) につきましては、(4) で借り入れた農地を貸し付けするものですので一括してご説明いたします。
20 ページをご覧ください。
(5) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から 9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、19 ページのとおりです。
21 ページをお開きください。
(6) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から 9. 適用までについては、記載のとおりです。10. 見取図は、19 ページのとおりです。
22 ページをご覧ください。
(7) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から 9. 適用までについては、記載のとおりです。10. 見取図は、19 ページのとおりです。
24 ページをご覧ください。
(8) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から 9. 適用までについては、記載のとおりです。10. 見取図は、19 ページのとおりです。
この5件につきましては、貸し主から借り入れた農地を借り主に貸し付けるものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4) から (8) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第179号(5) から (8) について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
(〇〇委員着席)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

(9)(10)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第179号(9)(10)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程8、議案第180号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第180号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。29ページをお開きください。令和8年度分として、2件の提出がありました。記載のとおり、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。30ページをご覧ください。令和7年度分として、1件の提出がありました。記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。

日程9、報告第43号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。

内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 後藤田委員長。

後藤田委員長 報告第43号「農地委員会開催報告について」、42ページをお開きください。令和8年4月30日、役場3・4号委員会室において農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

1、審議内容。(1)、令和7年分中標津町賃借料情報の提供について。審議内容。

農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、賃借等の動向その他の農地に関する情報収集、整理、分析及び提供を行うと農地法第52条で定められていることから、令和7年分の賃借料情報について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果。令和7年分の賃借料情報については、「農地法の運用について」の中で「農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」とされていることから、農地保有合理化事業や町有地の貸付け等の特殊な案件を除いた賃借料を提供するとの結論としたところです。

(2)、令和6年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価について。

このことについて、次のとおり結論を得ております。協議結果。事務局が作成した原案の内容確認と協議の結果、内容に問題がないことから総会提案について承認するとの結論となったところであります。以上、農地委員会の開催報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農地委員会の報告を終わります。
日程10、議案第181号「賃借料情報の提供について」を上程いたします。提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第181号「賃借料情報の提供について」事務局よりご説明致します。32ページをお開きください。農地法第52条に基づく地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が提供することとなっております。中標津町賃借料情報。令和7年1月から12月までに締結または公告された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃借料における10a当りの賃借料水準は、記載のとおりとなっております。なお、この賃借料情報は、農業委員会のホームページに掲載し公表するものであります。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり提供することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は現案のとおり可決されました。
日程11、議案第182号「令和7年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第182号「令和7年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について」ご説明致します。34ページをご覧ください。農業委員会は「農業委員会等に関する法律」第6条及び第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされていおります。先ほど報告第43号で承認されました令和7年度の最適化活動の点検、評価を踏まえ「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を取りまとめたところであります。なお、この点検・評価につきましては、根室振興局を経由して、農林水産省経営局へ報告し、合わせて、農業委員会のホームページに掲載し、公表することとなっております。以上、説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第35回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 11時02分)

以上、本総会の顚末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年6月1日

会 長 _____

10番 _____

11番 _____